



2026年6月29日

各 位

会 社 名 大井電気株式会社
代 表 者 名 取締役社長 石田 甲
(コード番号：6822 東証スタンダード)
問 合 せ 先 経営管理本部長 鈴木 康治
045-433-1361

役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月28日
(2) 処分する株式の種類および株式数	当社普通株式5,332株
(3) 処分価額	1株につき5,510円
(4) 処分価額の総額	29,379,320円
(5) 割当予定先	・ 取締役（監査等委員である取締役を除く） 5名 4,027株 ・ 監査等委員である取締役 3名 1,305株

2. 処分の目的および理由

当社は、2018年5月11日開催の取締役会において、当社の企業価値および株主価値の中長期的かつ持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、当社株式の保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の社外取締役を除く取締役および非常勤監査役を除く監査役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2018年6月26日開催の第94期定時株主総会において、①本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、社外取締役を除く取締役につき年額36百万円以内、非常勤監査役を除く監査役につき年額720万円以内の金銭報酬債権を支給すること、②譲渡制限付株式の譲渡制限期間として譲渡制限付株式の交付日から交付を受けた社外取締役を除く取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間（非常勤監査役を除く監査役の場合にはこれに準じる期間。）とすること、ならびに③当社の取締役会が定める期間中、継続して、上記②に定める地位にあったことを条件として、当該地位を退任または退職した時点をもって、当該取締役または監査役が割り当てを受けた株式の譲渡制限を解除することにつき、ご承認をいただきました。

また、2021年6月24日開催の第97期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行と移行前の同制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）につき年額36百万円以内、非

常勤の監査等委員である取締役を除く監査等委員である取締役につき年額720万円以内の金銭報酬債権を支給すること、各取締役への具体的な配分については取締役会において、非常勤の監査等委員である取締役を除く監査等委員である各取締役への具体的な配分については、監査等委員会において決定することにつき、ご承認をいただいております。

そして、2022年6月29日開催の第98期定時株主総会において、監査等委員である取締役（非常勤の監査等委員である取締役も含まれます。以下、同じ。）につき、年額720万円以内の金銭報酬債権を支給すること、監査等委員である各取締役への具体的な配分については、監査等委員会において決定することにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）および監査等委員である取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）に対しては年65千株以内、監査等委員である取締役に対しては年8千株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、割当てを受ける取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）および監査等委員である取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と割当てを受ける取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）または監査等委員である取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）および監査等委員である取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該取締役および監査等委員である取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会の決議および監査等委員会の協議により、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）5名および監査等委員である取締役3名（以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）5名に22,188,770円、監査等委員である取締役3名に7,190,550円の金銭報酬債権合計29,379,320円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議または決定いたしました。

また、本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象役員8名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式5,332株（以下「本割当株式」といいます。）につき自己株式の処分を行うことを決議いたしました。本自己株式処分による希薄化率は0.399%と軽微であり、本制度の目的等に照らして合理的であると考えております。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象役員は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役を退任する日

までの間（対象役員が取締役の場合）または当社の監査等委員である取締役を退任する日までの間（対象役員が監査等委員である取締役の場合）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象役員が2026年6月29日から2027年に開催される当社定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）の間、継続して、当社の取締役の地位（対象役員が取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の場合）または当社の監査等委員である取締役の地位（対象役員が監査等委員である取締役の場合）にあったことを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、本役務提供期間中に、任期満了、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により上記のいずれの地位も退任または退職した場合、譲渡制限期間満了時点において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とします。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とします。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年6月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である5,510円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上